

三重地区自動認可運賃(事業者によって額の設定は異なりますので、乗車の際に確認願います。)

三重地区 自動認可運賃・料金表

(1) 運賃及び料金の額

ア. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃			
A 運賃 (上限運賃)	1.5km 780円	248m 100円	1分30秒 100円	30分	4,150円
B 運賃	1.5km 770円	251m 100円	1分35秒 100円	30分	4,100円
C 運賃	1.5km 760円	255m 100円	1分35秒 100円	30分	4,040円
D 運賃	1.5km 750円	258m 100円	1分35秒 100円	30分	3,990円
E 運賃 (下限運賃)	1.5km 740円	261m 100円	1分35秒 100円	30分	3,940円

イ. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃			
A 運賃 (上限運賃)	1.5km 720円	264m 100円	1分40秒 100円	30分	3,830円
B 運賃	1.5km 710円	268m 100円	1分40秒 100円	30分	3,780円
C 運賃	1.5km 700円	272m 100円	1分40秒 100円	30分	3,720円
D 運賃	1.5km 690円	275m 100円	1分40秒 100円	30分	3,670円
E 運賃 (下限運賃)	1.5km 680円	280m 100円	1分45秒 100円	30分	3,620円

ウ. 中型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃			
A 運賃 (上限運賃)	1.5km 650円	247m 80円	1分30秒 80円	30分	3,040円
B 運賃	1.5km 640円	251m 80円	1分35秒 80円	30分	2,990円
C 運賃	1.5km 630円	255m 80円	1分35秒 80円	30分	2,950円
D 運賃 (下限運賃)	1.5km 620円	259m 80円	1分35秒 80円	30分	2,900円

エ. 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃 及び待料金	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃			
A 運賃 (上限運賃)	1.5km 630円	291m 80円	1分45秒 80円	30分	2,730円
B 運賃	1.5km 620円	296m 80円	1分50秒 80円	30分	2,690円
C 運賃	1.5km 610円	301m 80円	1分50秒 80円	30分	2,640円
D 運賃 (下限運賃)	1.5km 600円	306m 80円	1分55秒 80円	30分	2,600円

(2) 適用地域

【三重県】 北勢交通圏、津交通圏、伊勢・志摩交通圏、松阪交通圏、伊賀交通圏、尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡(御浜町)

運賃等の割引について

運賃等の割引は以下に例示するものがあります。

※各種割引の設定は事業者ごとに異なりますので、詳しくは各タクシー事業者へお問い合わせ下さい。

1. 障害者割引

- (a) 障害者割引は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日、厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者を対象とし、当該身体障害者手帳又は療育手帳を提示したときに適用します。
- (b) 運賃等の割引は、障害者自身が乗車した区間又は時間に適用します。
- (c) 運賃メーター器表示額（時間制運賃適用時は当該運賃額）から1割引。

2. 精神障害者割引

- (a) 精神障害者割引は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を対象とし、当該精神障害者保健福祉手帳を提示したときに適用します。
- (b) 運賃等の割引は、精神障害者自身が乗車した区間又は時間に適用します。
- (c) 運賃メーター器表示額（時間制運賃適用時は当該運賃額）から1割引。

3. 高齢者割引

- (a) 高齢者割引は、高齢者割引を受ける目的で予め登録を受けた70歳（65歳）以上の者に適用します。（注）
（注）対象年齢の設定は事業者によって異なる場合があります。
- (b) 運賃等の割引は、登録を受けた高齢者自身が乗車した区間又は時間に適用します。
- (c) 運賃メーター器表示額（時間制運賃適用時は当該運賃額）から0.5又は1割引。

4. 遠距離割引

遠距離割引運賃は、タクシーメーター器表示額のうち9,000円（注）と、これを超える額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とします。

（注）割引基準額の設定は事業者によって異なる場合があります。

5. 運転免許証返納割引

- (a) 運転免許証返納割引は、運転免許証を自ら返納することにより公安委員会で発行された運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の者を対象とし、当該運転経歴証明書を提示したときに適用します。
- (b) 運賃等の割引は、運転経歴証明書の交付を受けた者自身が乗車した区間又は時間に適用します。
- (c) 運賃メーター器表示額（時間制運賃適用時は当該運賃額）から1割引。